

社会福祉法人わかたけ共済部
役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人わかたけ共済部（以下「当法人」という）定款第9条および第23条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

(1) 常勤役員等（この法人を主たる勤務場所とし、原則週3日以上出勤する者をいう。）については、報酬、賞与を支給する。

(2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与は支給しない。

2 常勤役員等に対する退職手当は、別に定める「社会福祉法人わかたけ共済部 役員退職慰労金規程」により支給するものとする。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1) 報酬については、別表1に定める額

(2) 賞与については、別表2に定める額

(3) 通勤手当については、職員給与規程第20条の規定に準ずる額

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1) 報酬については、別表3に定める額

(2) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

(1) 報酬については、毎月10日とする。ただし、その日が金融機関の休業日に当たるときは、職員給与第5条に準じた日とする。

(2) 賞与については、毎年6月及び12月とする。

2 非常勤役員等に対する報酬の支給時期は、毎月15日とする。ただし、その日が金融機関の休業日にあたるときは、その前営業日に支給する。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第9条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第三項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

この規程は、平成29年 6月23日より施行する。

2 令和 3 年 2 月 3 日 最終改訂

令和 3 年 6 月 2 2 日 最終改訂

令和 7 年 6 月 2 4 日 最終改訂

別表1（常勤役員等の報酬）

役職名	報酬の額	
理事長	月額	0円
常務理事	月額	0円
理事	月額	0円

別表2（常勤役員等の賞与）

6月の賞与	報酬月額×2か月分
12月の賞与	報酬月額×2.5か月分

別表3（非常勤役員等の報酬）

(1) 評議員

	日額
評議員会への出席	20,000円
評議員会（決議の省略の場合）	10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	20,000円

※ 評議員一人当たりの各年度の総額が100万円を超えない範囲とする。

(2) 理事

	日額
理事会等会議への出席	20,000円
理事会（決議の省略の場合）	10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	20,000円

※ 理事一人当たりの各年度の総額が100万円を超えない範囲とする。

(3) 監事

	日額
監事監査等への出席	20,000円
理事会（決議の省略の場合）	10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	20,000円

※ 監事一人当たりの各年度の総額が100万円を超えない範囲とする。